平成２７年（フ）第２１８号
愛媛県松山市南吉田町1843番地66
債務者　西本美紀子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２８号
福岡県久留米市東町508番地13　黒岩ビル503号
債務者　相浦　元郁
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１５３号
福岡県久留米市荒木町荒木1246番地１　レジデンス田中Ａ棟201号
債務者　塚原　順登
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６０号
福岡県久留米市諏訪野町2536番地１　トーカン久留米駅東２キャステール503号
債務者　大石　良文
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２１７号
佐賀市白山２丁目７番１－1008号　エスプラッツマンション
債務者　スナックジローこと　桑原スミ子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
佐賀市光３丁目２番15号　県営光団地Ｉ１－１
債務者　松永　里美
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
熊本市中央区八王寺町36番48号　コーポラス八王寺105号、前住所熊本市中央区八王寺町37番13号
債務者　黒田　義人
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５６号
熊本市中央区八王寺町36番48号　コーポラス八王寺105号、前住所熊本市中央区八王寺町37番13号
債務者　黒田　有紀
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６３号
熊本市中央区米屋町１丁目17番地（302号）朝日プラザ五福プティックス、前住所佐賀県佐賀市兵庫町大字西渕1667番地８　ロワイヤルＩ　205号
債務者　中山　恵理
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６５号
熊本県上益城郡山都町下市57番地
債務者　池田　昌繁
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
北海道小樽市末広町24番９号　和広ハイツ23号、前住所北海道小樽市豊川町３番３号
債務者　野城　雄一
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１１２号
茨城県稲敷郡河内町龍ケ崎町歩79番地
債務者　赤羽　莉菜
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
茨城県稲敷郡河内町生板6169番地３
債務者　篠崎美代子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
茨城県牛久市上柏田２丁目24番地21（ピースハウスＶ102）
債務者　木村　　実
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
茨城県牛久市上柏田２丁目24番地21（ピースハウスＶ102）
債務者　木村　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
茨城県取手市井野台４丁目９番３－101号
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係